

生活衛生課業務概要

生活衛生事業

・食品衛生事業

食品衛生法・製菓衛生師法・ふぐの取扱い等に関する条例等に基づく業務を行っている。

近年、食生活の多様化により、多種多様な食品が製造販売され、製造工程や流通形態も複雑化・高度化する中で、食品等の安全性を確保し、飲食に起因する事故の未然防止を図るため、食品機動監視課と連携して、飲食店営業等、食品営業施設の監視指導を実施するとともに、食品等の収去検査及び現場検査により、不良食品の発見排除に努めた。

また、消費者からの苦情届出等に基づき、施設調査を実施し、衛生的な取扱いについて指導を実施し、事故の未然防止・再発防止を図った。

さらに、食品営業関係者や催事等出展者等に対し、食中毒防止等に係る衛生教育を実施し、食品衛生知識の向上を図った。

また、食品衛生推進員・指導員の協力を得て、営業者自らによる自主管理体制の確立に努めると共に、催事開催時に、模擬店等における食品の衛生的取扱いに関する現場衛生指導を実施した。

・動物愛護管理事業及び動物による危害・被害防止事業

平成 25 年 9 月 1 日に施行された改正動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、第 2 種動物取扱業に係る届出指導を行うと共に、第 1 種及び第 2 種動物取扱業の立入等を実施し、動物の適正飼養の普及を図った。

苦情・相談の届出に基づき、飼い主に適正飼養の指導・啓発を行い、動物による危害・被害の防止に努めた。

・環境衛生事業

理・美容師法、クリーニング業法、興行場法、公衆浴場法及び旅館業法に基づく生活衛生関係営業施設の許認可・監視を行った。特に、旅館・公衆浴場営業者に対し、レジオネラ症防止対策として浴槽等の管理について重点的に指導した。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき特定建築物等の立入検査を実施すると共に、住居衛生相談（VOC、衛生害虫等）に対応した。

温泉利用施設における可燃性ガス災害防止対策と温泉の保護・適正利用に係る指導を行った。

動物の飼養・収容施設についても法令の遵守と衛生管理について指導を実施した。